

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 健康推進課
委託業務番号	令和4年度 長健委第2号
委託業務名称	乳がん検診業務
委託業務場所	滋賀県内
業務の概要	乳がん検診
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	一般社団法人 滋賀県病院協会 1方向撮影 一人当たり6,856円(事務費含む) 2方向撮影 一人当たり9,650円(事務費含む) 長浜市立湖北病院 1方向撮影 一人当たり6,503円 2方向撮影 一人当たり8,043円 長浜赤十字病院 1方向撮影 一人当たり6,556円(一部事務費含む) 2方向撮影 一人当たり9,350円(一部事務費含む)
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市京町四丁目3-28 [商号又は名称] 一般社団法人 滋賀県病院協会
	[所在地又は住所] 長浜市木之本町黒田1221番地 [商号又は名称] 長浜市立湖北病院
	[所在地又は住所] 長浜市宮前町14番7号 [商号又は名称] 長浜赤十字病院
契約相手方の選定理由	○滋賀県病院協会(集合契約) 県内各医療機関で乳がん検診を実施するため、唯一の取りまとめ団体である滋賀県病院協会と県内各市町との間で集合契約を締結した。 ○長浜市立湖北病院及び長浜赤十字病院 長浜市内において、乳がん検診を実施することができ、かつ集合契約を締結していない医療機関が2者のみであるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。